

4 陳情第 15 号

4 陳情 第 15 号	政党助成法の廃止を求める意見書提出に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年4月7日受理、令和4年6月10日付託
陳情者	山梨県中央市_____

(要 旨)
政党助成法の廃止を求める意見書を提出すること。

(理 由)
政党助成法（平成六年法律第五号）では、所属する国会議員の数と、選挙での得票数に応じて、国庫から助成金が支給されている。
しかしながら、これは個人の支持しない政党へ予算が使われる制度であり、思想良心の自由を保障した憲法第十九条に違反している。
よって、政党助成法を廃止するよう求める地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を提出することを求める。